

【注意】

アルコール検知器について

- アルコール検知器は使用頻度によっては、製造から 2～3 年で寿命を迎えます。
- 個人タクシー事業者は毎日、出庫や帰庫時に、酒気帯びの有無について、アルコール検知器を用いて確認をするとともに、結果を記録し、1年間保存することが規定されています(運輸規則第24条)。
- アルコール検知器を常時有効に保持するため、メーカーが定めた取扱説明書に基づき、適切に使用・管理するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければいけません。

【行政処分等】

- アルコール検知器備え義務違反(検知器の備えなし)
 - ・初違反: 車両停止 60 日
 - ・再違反: 車両停止 120 日
- アルコール検知器の常時有効保持義務違反
常時有効保持義務違反とは
 - 正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った。
 - 正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った。
 - ・初違反: 車両停止 20 日
 - ・再違反: 車両停止 40 日